

## 声 明

～東京新生存権裁判 東京地裁判決について～

2024年6月13日

東京新生存権裁判原告団  
東京新生存権裁判弁護団  
生存権裁判を支える東京連絡会  
いのちのとりで裁判全国アクション  
生活保護基準引き下げにNO! 争訟ネット  
さんきゅうハウス

本日、東京地方裁判所民事第3部（篠田賢治裁判長）は、生活保護引下げ違憲処分取消等請求事件について、生活扶助費減額処分の取消しを認める判決（以下「本判決」という）を言い渡した。これまで、本件も含め18件目の勝訴判決がなされている。とりわけ、東京地方裁判所には本件を含め3件同種の訴訟が継続していたが、いずれも本件の引き下げが違法であるとし、処分を取り消す判断がなされている。

本訴訟は、東京都在住の生活保護利用者57名が原告となり、2013年から3度に亘る生活保護基準の「見直し」を理由とする生活保護費の大幅な減額決定処分の取消しや、慰謝料の支払いを求めて、国及び各地方自治体を被告として提訴した事件である（2018年提訴）。

本判決は、厚生労働大臣が「デフレ調整」において、物価変動の算定に当たり、測定の起点を平成20年とした点について不合理性を認めたほか、生活保護利用世帯の消費の構造と異なる一般国民の消費構造を反映したウエイトを用いたことに論理の飛躍がある、4.78%という物価下落率の大半の部分が過大に算定された疑義があるなどとして、統計等との合理的関連性等の有無の観点から、厚生労働大臣の判断過程及び手続に過誤欠落があると判断した。

そして、この「デフレ調整」に過誤欠落がある以上、本件引き下げには、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱・濫用があり、本件の基準引き下げが違法であるとした。

他方、このように、本判決は本件基準引き下げの違法性を認めつつも、原告らによる慰謝料請求については認めなかった。原告らは、もとより低額である生活保護基準での生活を送っていた中、さらに違法な引き下げにより、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を下回る生活を強いられたのであり、単に減額処分が取り消され、減額分が支給されれば被害が回復されるものではない。したがって、慰謝料請求が認められるべきことは明らかであり、これを排斥した本判決の判断は誤りと言わざるを得ない。

貧富の格差が拡大する中、生活保護は、憲法25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための最後のセーフティネットである。本件の生活保護基準の引き下げは、生活保護費10%削減を政権公約に掲げた自民党の政策を実現する目的でなされたもので、何ら科学的・合理的根拠はない。本判決は、このような著しく不合理な引き下げの違法性を認めたものであり、正当といえる。

以上